

熊本県海岸漂着物対策推進地域計画の概要

1. 計画の目的と位置付け

- ① 本計画は、本県における海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための計画。
- ② 「海岸漂着物処理推進法」第14条第1項の規定や国の「海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」に基づいて定める計画。
- ③ 本計画の目的は、本県の特性を踏まえた**海岸漂着物の処理**、**発生抑制対策**、県、市町村、民間団体、地元住民等の**関係者の役割分担と相互協力**を確立すること。
- ④ 本県の「廃棄物処理計画」や「海岸保全基本計画」との整合を図る。

2. 熊本県の海岸の現状

【海岸漂着物の多い沿岸】

天草西沿岸：外海に面する天草下島西部
八代海沿岸：天草上島南部、芦北町
有明海沿岸：玉名市

【種類・量の傾向】

- 一般的に自然系漂着物(流木、葦等)が多く、次いで生活ごみが多い。
- 定期的に海岸清掃が行われている海岸もある。



海岸漂着物の多い事例
(福岡港(苓北町))



流木の漂着事例
(滑石漁港(玉名市))

3. 熊本県における海岸漂着物対策の基本的方向性

【海岸漂着物の円滑な処理】

- 海岸管理者等の処理責任
- 沿岸市町の要請
- 地域外からの海岸漂着物に対する連携
- 海岸漂着物の適正処理等
- 県における技術支援等

【効果的な発生抑制】

- 循環型社会の形成
- 発生の状況に関する実態把握
- 情報の共有
- 林地残材等の流出の防止
- ごみ等の投棄の防止等
- ごみ等の水域等への流出又は飛散防止
- 海域の漂流物等の回収対策推進

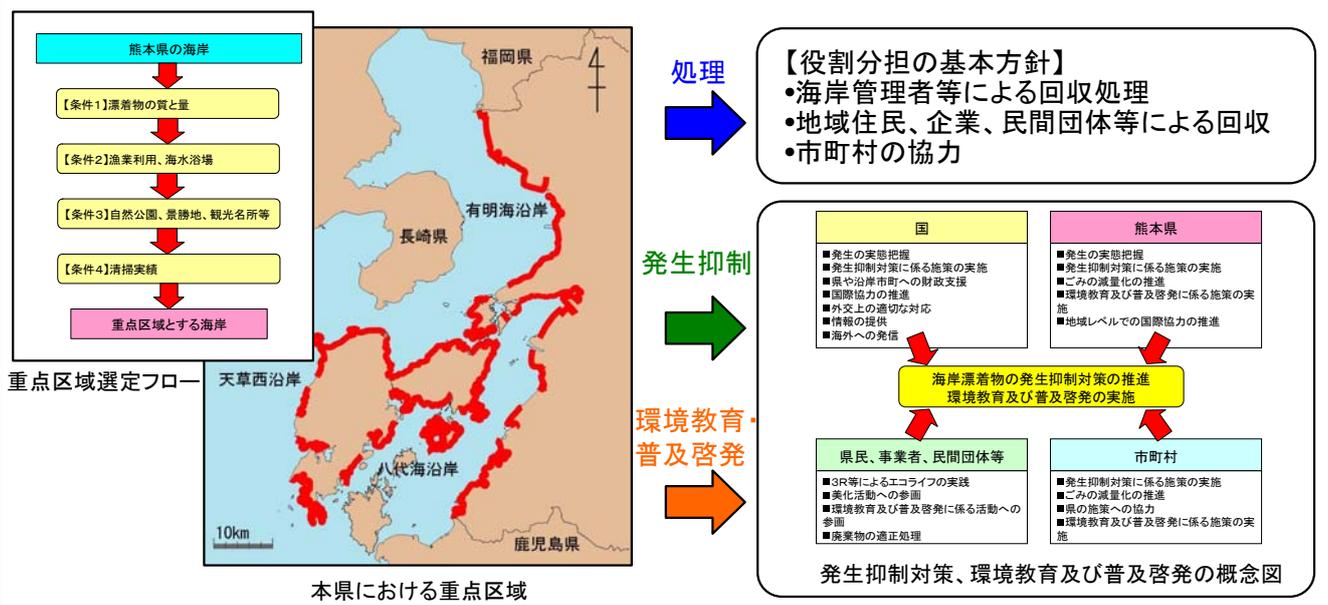
【役割分担と連携の確保】

- 県民、民間団体等の積極的な参画の促進
- 自発的な意志尊重と公正性・透明性確保
- 民間団体等との緊密な連携

【国際協力の推進】

【環境教育・普及啓発】

4. 海岸漂着物対策を重点的に推進する区間(重点区域)とその内容



5. その他の取組みと計画の見直し

- 【モニタリングの実施】 ⇒ 海岸漂着物の状況の定期的なモニタリングの実施
- 【災害等の緊急時の対応】 ⇒ 被害拡大防止の迅速な対応、国の補助金の活用、関係者の役割分担と相互協力
- 【計画の見直し】 ⇒ 必要に応じた見直し